

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

第3条第1項第1号中「129,000円」を「133,000円」に改め、同項第2号中「114,000円」を「118,000円」に改め、同項第3号中「99,000円」を「107,000円」に改め、同項第4号中「90,000円」を「97,000円」に改め、同項第5号中「83,000円」を「77,000円」に改め、同項第6号中「75,000円」を「69,000円」に改め、同項第7号中「64,000円」を「58,000円」に改める。

附則第2項中「99,000円」を「107,000円」に改める。

附則第3項中「75,000円」を「69,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。